

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成 3 年 8 月 8 日

本部（交指・交規・運管）第21号

[沿革] 平成26年3月本部（交規）第28号、28年3月本部（警務）第12号、令和3年3月第19号、7年5月本部（刑総）第35号、7月本部（免許）第44号改正

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新たに規定された保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用については、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律等の制定とこれに伴う交通警察の適正な運営について（依命通達）（平成3年2月20日付け警察庁乙交発第4号、警察庁乙官発第4号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正等に伴う交通警察の適正な運営について（平成3年4月5日付け警察庁丙規発第15号、警察庁丙交企発第33号、警察庁丙交指発第11号、警察庁丙高速発第16号、警察庁丙運発第28号）及び保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用について（平成7年7月3日付け警察庁丁都交発第62号）に基づき、別添のとおり保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領を制定し、実施することとしたので、その適正な運用と効果的な処理を図らるたい。

別添

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条、第9条及び第13条第2項の規定による措置をいう。以下同じ。）に関する事務処理について、必要な手続を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。
- (2) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (3) 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。

第2 措置の手続

1 適用地域にある自家用自動車の保有者に対する措置

保管場所を確保していない自動車の保有者に対し、次の措置をとるものとする。

- (1) 警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、道路上の場所に駐車している自動車について、法第8条の規定による通知の手続の対象となる次に掲げ

る事項を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるかどうか等必要な事項を調査するものとする。

ア 道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）となるような行為が認められるとき。

イ 陸運支局等を表示する番号標の番号の文字が他の地域を管轄する陸運支局等のものである場合に、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が認められるとき。

ウ 同一の場所又は区域において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が繰り返し認められるとき。

エ 同一の場所又は区域において、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）となるような行為が繰り返し認められるとき。

(2) 警察官等は、前記(1)により調査した結果、通知事案に該当するときは、通知事案報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類等の全部又は一部を添付して、署長に報告するものとする。

ア 現認報告書

イ 保管場所としての道路の使用の禁止等違反に係る交通切符

ウ 放置駐車違反に係る交通反則切符又は交通切符

(3) 前記(2)により報告を受けた署長は、次に掲げる事項を審査しなければならない。

ア 当該事案が法第8条に規定する通知事案に該当するかどうか。

イ 事実の認定についての誤り又は通知事案報告書の記載内容に不備がないかどうか。

(4) 署長は、審査の結果、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないと認めたときは、自動車保管場所確保状況照会書（別記様式第2号）により、当該自家用自動車の所有者に対し、保管場所の確保状況を照会するものとする。この場合において、当該照会書には、自動車保管場所確保状況回答書（別記様式第3号）を添付した上交付し、交付した日から15日以内に保管場所の確保状況について回答を求めるものとする。

(5) 署長は、おおむね15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、通知書（別記様式第4号）に次に掲げる書類等の全部又は一部を添付して、自動車の使用の本拠の位置が県内又は県外にかかわらず公安委員会に送付（運転免許センター長経由。以下同じ。）するものとする。

ア 自動車保管場所確保状況回答書の写し

イ 現認報告書の写し

ウ 保管場所法切符（保管場所としての道路の使用の禁止等違反に係る交通切符をいう。以下同じ。）2枚目（交通事件原票）の写し

エ 交通反則切符又は交通切符の2枚目（交通事件原票）の写し

オ その他通知事案の事実の証明に必要な資料

- (6) 前記(5)により送付を受けた運転免許センター長は、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限命令（以下「処分」という。）に該当するもので、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内にあるものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（別記様式第5号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。
- (7) 運転免許センター長は、前記(5)により送付を受けたもので、処分に該当するもの及び他都道府県から移送を受けた処分事案について、当該処分に係る自動車の保有者に対し聴聞の期日の1週間前までに聴聞通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）別記様式第6号）により通知するとともに、聴聞の期日及び場所を記載した書面（別記様式第6号）をインターネットの利用その他の方法により公示するものとする。
- (8) 処分の執行及び解除等

ア 処分の執行等

(ア) 自動車運行供用制限書の作成及び送付

運転免許センター長は、公安委員会が処分を行うことを決定したときは、自動車運行供用制限書（別記様式第7号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）別記様式第7号の標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成し、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長に送付するものとする。

(イ) 処分の執行

前記(ア)により送付を受けた署長は、速やかに、当該処分に係る自動車の保有者に対し自動車運行供用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章を貼り付けるものとする。また、この時、処分の解除のための手続について告知するものとする。

(ウ) 処分執行結果の報告

署長は、処分をしたときは、自動車運行供用制限処分執行報告書（別記様式第8号）に処分の執行の日時、場所、自動車運行供用制限書の交付者の氏名等を記入の上、公安委員会に送付するものとする。

イ 処分解除の手続

(ア) 保管場所確保の申告

署長は、運行供用制限命令に係る自動車の保有者から規則別記様式第8号の自動車保管場所確保申告書（以下「申告書」という。）の提出があったときは、速やかに保管場所の確保状況を確認するものとする。この場合において、処分に係る自動車の保有者から処分を執行した署長以外に申告書の提出があったときは、当該申告書を受理した署長は、処分を執行した署長に当該申告書を送付するものとする。

(イ) 確認通知書の作成等

署長は、保管場所が確保されていることを確認したときは、確認通知書（別

記様式第9号)を作成し、当該処分に係る自動車の保有者に対し、速やかに交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

(ウ) 手続終了の報告

署長は、前記(イ)により、運行禁止標章を取り除いたときは、手続終了報告書(別記様式第10号)を作成し、処分を執行した公安委員会に報告(運転免許センター長経由)するものとする。

ウ 処分の執行及び解除の依頼等

(ア) 処分の執行等の依頼

運転免許センター長は、公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域に変更された場合は、原則として、変更後の公安委員会に対し、処分の執行及び当該処分に係る前記イの処分解除の手続を依頼するものとする。この場合は、自動車運行供用制限処分執行等依頼書(別記様式第11号)を作成の上、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付して依頼するものとする。

(イ) 処分執行結果の連絡

署長は、処分の執行等の依頼を受けた場合は、速やかに、処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等の依頼をした公安委員会に対し、自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

(ウ) 処分の解除等

署長は、処分の執行等の依頼を受けた場合において、自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼をした公安委員会から確認通知書の送付を受け、前記イの処分解除の手続を行うものとし、署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の執行等の依頼をした公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

2 適用地域にある運送事業自動車の保有者に対する措置

(1) 通知事案の認知等の手続

警察官等は、運送事業用自動車について、法第8条に規定する通知の対象となる事項を認知したときは、前記1の(1)、(2)の規定に準じて措置の手続を行うものとする。

また、報告を受理した署長の手続は、前記1の(3)の規定により審査した上通知書を作成し、公安委員会に通知するものとする。

(2) 監督行政庁に対する通知等

ア 監督行政庁に対する通知

運転免許センター長は、署長から運送事業用自動車について法第8条の規定による通知を受理したときは、運送事業用自動車通知書(別記様式第12号)を作成して、運送事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。

イ 運送事業用自動車通知事案の移送

運転免許センター長は、前記アの署長からの通知に係る事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内にあるものについては、運

送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第13号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

3 適用地域外の地域にある自動車の所有者に対する指導

署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域にある自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合は、当該自動車の所有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、運送事業用自動車通知事案上申書（別記様式第14号）により、公安委員会に対し上申するものとする。

第3 報告又は資料の提出

署長は、保管場所の確保状況に関し、疑義があるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第15号）を作成し、報告・資料提出回答書（別記様式第16号）を添えて、当該自動車の所有者等に対し、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。